

[異常時通報連絡の公表文（様式1-1）]

固体廃棄物貯蔵庫の火災感知器の発報について

26. 5. 16
原子力安全対策推進監
(内線2352)

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル -]
県の公表区分		A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 -]
異常の概要	発生日時	26年5月16日10時18分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他 	

[異常の内容]

- 5月16日(金)11時13分、四国電力(株)から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。
- 1 伊方発電所1, 2号機中央制御室において、5月16日(金)10時18分、1-固体廃棄物貯蔵庫の火災感知器の発報の信号が発信した。
 - 2 現地を確認した結果、火災でないことを確認したものの信号が復旧しないことから、今後詳細を調査する。
 - 3 当該エリアについては、監視人により火災のないことを監視している。

[復旧状況等]

- 5月16日(金)17時54分、四国電力(株)から、復旧状況等について、次のとおり連絡がありました。
- 1 調査の結果、消火配管設置工事用の吊足場用の固定金具を取り付けるために、コンクリート天井にドリルで孔をあけていたところ、埋設の電線管および火災感知器用ケーブルを切断していたことを確認した。
 - 2 その後、ケーブルを仮敷設し、当該火災感知器が正常に動作していることを確認し、本日17時49分、仮復旧した。
 - 3 今後、当該ケーブルを収納する電線管が納入され次第、本復旧の作業を実施する。
 - 4 なお、仮復旧までの間は、監視人の配置により火災等の異常のないことを確認していた。
 - 5 本事象によるプラントへの影響および環境への影響はない。

県では、原子力センターの職員を伊方発電所に派遣し、現場の状況等を確認しております。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事故発生時の状況]

原子炉の運転状況	1号機	運転中(出力 %)	・ 停止中
	2号機	運転中(出力 %)	・ 停止中
	3号機	運転中(出力 %)	・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値	・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値	・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○ <u>管理区域内の設備の異常</u> ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○区分A，B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生 の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

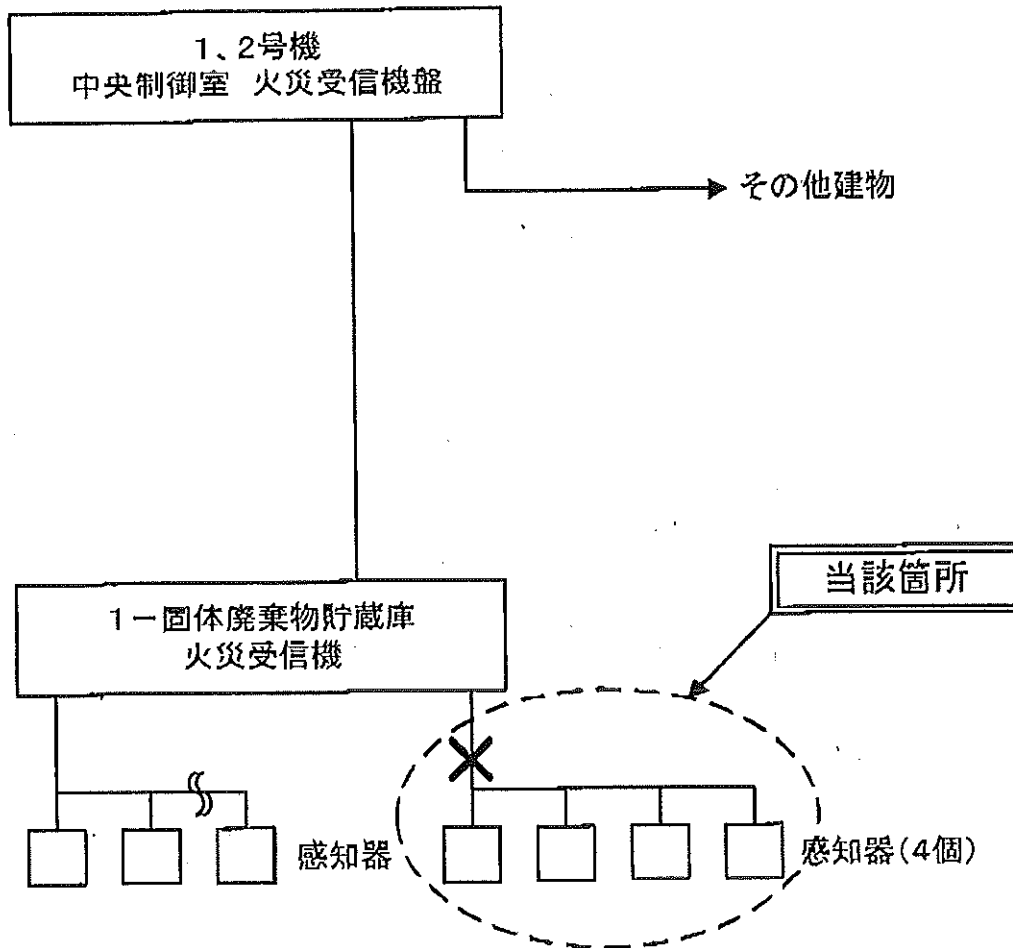
伊方発電所情報 (お知らせ)

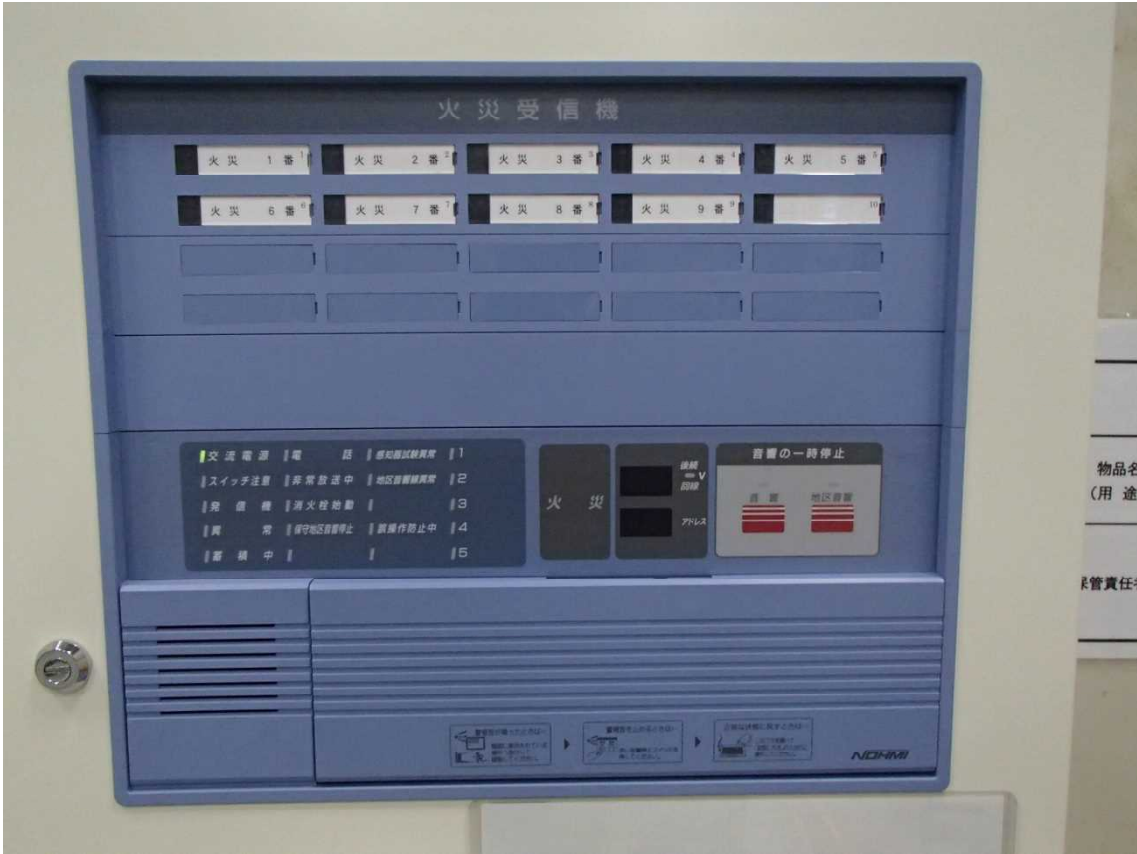
発信年月日	平成26年 5月 16日(金) 11時 13分		
発信者	伊方発電所 佐藤		
当該機	号機 (定格出力)	1号機(566MW)・2号機(566MW)・3号機(890MW)	
	発生時 状況	1. 出力—MW(通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中)— 2. 定期検査中(1号機:第28回 2号機:第23回 3号機:第13回)	
発生状況 概要	設備トラブル・人身事故・地震・その他		
	1. 発生日時: 5月16日10時18分 2. 場 所: 1-固体廃棄物貯蔵庫(管理区域内) 3. 状 況: 伊方発電所1, 2号機中央制御室において、10時18分、1-固体廃棄物貯蔵庫の火災感知器の発報の信号が発信しました。 現地を確認した結果、火災ではないことを確認したものの信号が復旧しないことから、今後詳細を調査します。 なお、当該エリアについては、監視人により火災のないことを監視しています。 なお、本事象によるプラントへの影響および環境への影響はありません。		
運転状況	1号機: 通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 2号機: 通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 3号機: 通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中		
備 考			

伊方発電所情報
(お知らせ、第2報)

発信年月日		平成26年 5月 16日(金) 17時 54分
発信者		伊方発電所 杵見
当該機	号機 (定格出力)	1号機(566MW)・2号機(566MW)・3号機(890MW)
	発生時 状況	1. 出力—MW(通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中)— 2. 定期検査中(1号機:第28回 2号機:第23回 3号機:第13回)
発生状況 概要		設備トラブル・人身事故・地震・その他
		1. 発生日時: 5月16日 10時18分 2. 場 所:1-固体廃棄物貯蔵庫(管理区域内)..... 3. 状 況: 伊方発電所1, 2号機中央制御室において、10時18分、1-固体廃棄物貯蔵庫の火災感知器の発報の信号が発信しました。 現地を確認した結果、火災ではないことを確認したものの信号が復旧しないことから、今後詳細を調査します。 なお、当該エリアについては、監視人により火災のないことを監視しています。 <p style="text-align: right;">【第1報にてお知らせ済み】</p> 調査の結果、消火配管設置工事用の吊足場用の固定金具を取り付けるために、コンクリート天井にドリルで孔をあけていたところ、埋設の電線管および火災感知器用ケーブルを切断していたことを確認しました。 そのため、ケーブルを仮敷設し、当該火災感知器が正常に動作していることを確認し、本日17時49分、仮復旧しました。 今後、当該ケーブルを収納する電線管が納入され次第、本復旧の作業を実施することとします。 仮復旧までの間は、監視人の配置により火災感知器での監視が不能となったエリアに火災等の異常がないことを確認していました。 なお、本事象によるプラントへの影響および環境への影響はありません。
運転状況		1号機: 通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 2号機: 通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中 3号機: 通常運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ 定検中
備 考		

伊方発電所1、2号機 火災報知器信号概略図









用語の解説

○固体廃棄物貯蔵庫

作業に使用した紙や布などの雑固体、液体廃棄物処理設備の蒸発装置で処理後の濃縮液を固化した固体廃棄物を貯蔵する建屋

周辺環境放射線調査結果 (県環境放射線テレメータ装置により確認)

平成26年5月16日 (金)

(単位：ナノグレイ/時)

測定局	時刻	測定値 (シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		10:00	10:10	10:20	10:30	10:40	降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション (九町越)	17	17	17	17	17	46	19
	モニタリングポスト伊方越	18	17	18	17	18	43	21
	モニタリングポスト九町	24	23	23	23	23	48	26
	モニタリングポスト湊浦	16	17	16	16	15	38	18
	モニタリングポスト川永田	23	22	22	23	23	49	25
	モニタリングポスト豊之浦	26	26	26	26	25	-	-
	モニタリングポスト加周	28	27	27	28	27	-	-
	モニタリングポスト大成	14	14	14	14	14	-	-
四国電力(株)	モニタリングステーション	17	17	17	17	17	40	20
	モニタリングポストNo. 1	15	15	15	15	15	43	18
	モニタリングポストNo. 2	14	14	14	14	14	42	17
	モニタリングポストNo. 3	13	13	13	13	13	43	15
	モニタリングポストNo. 4	14	14	14	14	14	42	17

(注) 伊方発電所付近に設置しているモニタリングポスト等について記載

○ 降雨の状況：有・~~無~~

○ 伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

- 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。

「平常の変動幅」は、過去2年間(平成23、24年度)の測定値を統計処理した幅(平均値±標準偏差の3倍)としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。

- 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。

例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト(ミリはナノの100万倍を表す)の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

